

観点から、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

- 本制度において、調査員は都道府県知事から指定を受けた調査機関の職員として介護事業所と面談による調査を行うなど、主として事業所と直接対応する立場であることから、事業所の調査員に対する印象は、本制度に対する印象に直結するものである。
- このような中で、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、情報公表制度における調査等の際に、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）や、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関等の動向に留意しつつ、指定調査機関等に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 訪問調査員の構成について

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示しているところであるが、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

ウ 調査員養成研修について

- 本年度より、本体サービスと同類型の予防サービス等は、一部を除き項目が共通であること等から、本体サービスと同類型の予防サービス等を含めた研修区分とすることにより、平成19年度までに調査員養成研修を修了した者については、当該調査員が資格を有するサービスと同類型の予防サービス等について、当該研修を修了したものと見なして、本体サービスとの一体的な調査が実施できることとなったが、これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場合等は、研修の実施が不要となることも想定されるが、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いします。

エ 的確な報告の受理について

- 介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしている。
- しかしながら、インターネット画面において、未記入事項等により、利用者が適切に介護事業者の情報を得ることができない状況となっている事例が見られる場合もある。
- このような点について、本年度から導入する事業所報告・調査結果報告のWEB化で対応できる部分については改善が図られるが、情報公表制度の信頼を損ねることがないように、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、適確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(6) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。
- また、平成20年度から、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、計画の基準日前の一年間において、事業者が施行通知Ⅲの1に定める各区分

内において、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となるので留意願いたい。

- なお、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施し計画を策定願いたい。

(7) 外部評価制度との関係について

- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規程に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目について、昨年度、情報公表項目の原案を策定したところであり、本年度にモデル調査事業を実施した上で、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果等を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。
- いずれにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

3 今後のスケジュール等について

「介護サービス情報の公表」

(1) 今後のスケジュールについて (予定)

| | 事 項 | 内容、スケジュール等 |
|-------|--------------------------|---|
| 厚生労働省 | 厚生労働省令改正 (サービスの追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・項目(案)の骨格については平成20年中に固めることを目途とする。 ・平成21年2月公布 |
| | その他の技術的助言 | <ul style="list-style-type: none"> ・改正施行通知(平成21年2月上旬) |
| | 制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等) | <ul style="list-style-type: none"> ・適宜実施 |

| | 事 項 | 内容、スケジュール等 |
|------|--------------------------|--|
| 都道府県 | モデル調査事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央研修会(平成20年6月下旬) ・モデル調査(平成20年7月) ・結果の報告等(平成20年 調査票 8月末、報告書 9月中旬) |
| | 調査員(指導者)養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加サービスの調査員指導者の養成(平成21年2月～) ・追加サービスの調査員養成研修(平成21年3月～) ・調査員の登録(平成21年4月) |
| | 公表システム整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加サービス分のシステム導入(平成21年4月～) |
| | 制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等) | <ul style="list-style-type: none"> ・適時実施 |

| 事 項 | | 内容、スケジュール等 | |
|--------------------|----------------------------|--|------------------------------------|
| シルバースーパースervice振興会 | モデル調査員中央研修 | ・中央研修会（平成20年6月下旬） | |
| | 項目作成等 20'作成の21サービス | ・検討部会等の開催（平成20年8月～平成21年2月） 20'作成の21サービス（平成20年8月下旬～9月） | |
| | 公表システム | 都道府県分 | ・追加サービス分の開発 （平成20年11月～平成21年3月末） |
| | | 中央分 | ・開発・導入の実施（平成20年11月～平成21年3月末） |
| | 調査員養成研修教材 | ・教材作成（平成20年12月～平成21年3月） | |
| | 調査員指導者養成 | ・養成研修の開催（平成21年3月） | |
| | 制度の普及・啓発支援 （利用者・事業者団体等） | ・適時実施 | |

(2) 介護サービス情報の公表制度に関するQ & A

(問1) 一体的な報告・調査を行うサービス区分において、「主たるサービス」が存在しない場合の報告・調査の方法、調査票の取扱等如何。

(答)

- 1 各区分内における何れかのサービスを「主たるサービス」とみなし、主たるサービスが存在する場合と同様、一体的に報告及び調査を実施するものとする。
- 2 なお、みなしとする「主たるサービス」については、例えば各区分内において介護報酬支払実績の一番大きいサービスを「主たるサービス」とする等、個別具体的に実態を総合的に勘案し、各都道府県において適宜判断していただきたい。

(問2) 一体的運営が行われている場合には、調査情報において、主たるサービスの報告・調査のみとすることとされているが、主たるサービスで材料はないものの、予防サービス等では材料がある場合の取扱方法如何。

(答)

- 1 施行通知でお示ししたとおり、各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、報告・調査について、原則主たるサービスについて報告・調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告・調査をもって報告・調査を行ったものとみなすこととしている。
- 2 さらに、確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとするところとしたところである。

- 3 また、一体的に運営されている場合、いずれのサービスも、特段に区別して提供されていないのが一般的であると考えられること等の為、いずれかの資料で確認できた場合は、基本的に「あり」と取り扱うこととしていただきたい。
- 4 なお、ご照会のような特別なケースについて、最終的には都道府県の判断により別々の事実情報を公表することとした場合には、報告システムの画面上等では対応できないことから、指定情報公表センター等において、一旦公表した後にデータベースを修正することにより適宜対応願いたい。

(問3) 平成20年度調査計画に位置づけられた事業所が、新たに、同じ区分内のサービスの新規指定を受けた場合、手数料の支払いはどのように取り扱うべきか。

(例) 訪問介護のみ指定を受けている事業所が、基本及び調査情報についての報告及び公表を終えた後に、同一年度内に介護予防訪問介護の新規指定を受けた場合

- | | | |
|----------|---|---------------------|
| ①訪問介護 | → | 公表及び調査手数料 |
| 介護予防訪問介護 | → | 公表手数料 |
| ②訪問介護 | → | 公表及び調査手数料 |
| 介護予防訪問介護 | → | 僅かの特有項目の追加なので徴収しない。 |

(答)

- 1 基本的に訪問介護のデータを複製することが可能であるというシステムの機能を勘案すると、そのデータを介護予防訪問介護事業所の基本情報として公表するに至るまでの公表センターにおける事務負担が、例えば主たるサービスと一体的に公表する場合(この場合の手数料は本体サービスのみ)の事務負担と、大きく差が生じるとは考えにくい。
- 2 したがって、このようなケースにおいては、新規指定に係る介護予防訪問介護の公表手数料を徴収する必要は無いものと考えている。

(問4) 平成20年度途中で予防等のサービスが新規で指定され、本体サービスは平成20年度以前に指定されていたものの、計画策定期間において100万円以下であったため、計画対象外となっていた事業所のデータ報告は、予防等のサービスの新規指定の段階で、本体サービスについても報告してもらうようになるのか。

(答)

- 1 計画策定期間において100万円以下である本体サービスについては、年度途中で同一区分の予防等サービスが新規指定されたとしても、報告を行う必要は無い。
- 2 したがって、新規指定された予防等サービス分だけについて報告・公表を行うものとする。

4 平成20年度国庫補助について

「介護サービス情報の公表」制度推進事業の内容（予定）

平成20年度においては、平成19年度に事業所情報公表項目案の検討を行った夜間対応型訪問介護等を対象とするモデル調査事業を実施する予定としている。

これらのサービスの多くは、基礎となる介護サービスにかかる情報公表が既に施行されており、これらを併せて実施している事業者の事務的な負担等を考慮した効率的な報告・調査を実施することを念頭においたモデル事業を実施する。

当該サービスに係るモデル調査事業調査員中央研修を6月下旬頃に実施する予定としている。各都道府県においては、モデル調査事業調査員の選定、中央研修会への派遣等について、速やかな手続きをお願いしたい。中央研修受講調査員については、6月上旬頃には把握する予定としているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで、各種課題を抽出する予定である。なお、各種調査票については、支援センターが実施する中央研修会においてお示しするので了知されたい。

なお、システム改修の関係上、調査結果の集計については、8月中を目途に支援センターが行う調査研究事業の中で全国集計を行うこととしているので、各都道府県においては、調査後の調査票及び調査結果を8月末までに支援センター宛送付願いたい。

また、報告書については、9月中旬までに当職宛送付願いたい。

【各種調査票による課題の抽出】

1 基本情報項目調査票（事業所用）

基本情報項目について、事業所が記入するに当たっての問題点の抽出

2 調査情報項目調査票（事業所・調査員共通）

- ・事業所において、予め記載されている確認のための材料に基づく事実確認及び予め記載されていない確認のための材料の抽出
- ・調査員が行う確認のための材料の事実確認における問題点の有無の抽出

3 総括調査票（事業所用）

事業所が訪問調査を受けるに当たっての負担、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出

4 総括調査票（調査員用）

調査員養成研修の内容、訪問調査を行う調査員の構成、調査業務の量、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出



【検証会議における意見の抽出】

1 各種調査票に基づいて、調査票の記載が困難な項目に関する意見、調査票記載内容に関する補足的意見等を抽出

- ・事業所からの意見
- ・調査員からの意見

2 都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、次の事項に関する意見交換を行い、そこで得られる意見等を抽出

- ・実施体制に関する意見
- ・事業全体の運営方法に関する意見
- ・その他



【報告書の作成】

(注) 適宜、調査対象サービスごとに区分して記載

1 各種調査票の集計結果

- ① 基本情報項目調査票（項目記載上の問題点）の集計結果
- ② 調査情報項目調査票の集計結果
- ③ 総括調査票（事業所用）の集計結果
- ④ 総括調査票（調査員用）の集計結果

2 検証会議における意見

- ① 事業所からの意見
- ② 調査員からの意見

3 都道府県における意見（1、2等を踏まえた次の①から⑥に関する総括的意見）

- ① 実施主体の業務に関する意見
- ② 実施体制に関する意見
- ③ 調査方法に関する意見
- ④ 訪問調査を行う調査員の構成に関する意見
- ⑤ 事業所情報公表項目に関する意見
- ⑥ 情報の公表方法に関する意見

○モデル調査実施に当たっての留意点

(a) 個人情報の取扱い

事業所の訪問調査においては、本来は、事業所が保有する利用者又は家族に関する個人情報を閲覧する機会があるが、事業所には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく個人情報の利用目的による制限がある。

このため、モデル調査事業実施に当たっては、事業所は、事業所が自ら調査情報項目を記入する際に用いた確認のための材料のうち、個人を特定する情報を削除したサンプル1部を事前に準備するものとする（すなわち、モデル調査事業においては、個人情報の閲覧は行わない。）。

【個人情報の保護に関する法律】

(平成15年5月30日 法律第57号)

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を